

第 20 回

熊本県議会

道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成22年10月13日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 20 回 熊本県議会道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成22年10月13日（水曜日）

午前10時01分開議

午前11時31分閉会

本日の会議に付した事件

政令指定都市について

出席委員（13人）

委員長 藤川 隆夫
副委員長 九谷 弘一
委員 児玉 文雄
委員 前川 收
委員 馬場 成志
委員 堤 泰宏
委員 溝口 幸治
委員 西 聖一
委員 早田 順一
委員 濱田 大造
委員 内野 幸喜
委員 高野 洋介
委員 増永 慎一郎

欠席委員（2人）

委員 竹口 博己
委員 松田 三郎

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

部長 松山 正明
次長 楢木野 史貴

首席総務審議員兼

人事課長 豊田 祐一
財政課長 小林 弘史
税務課長 出田 貴康

市町村総室長 小嶋 一誠

市町村総室副総室長 能登 哲也

企画振興部

次長 河野 靖

企画課長 坂本 浩

健康福祉部

健康福祉政策課長 吉田 勝也

環境生活部

政策調整審議員兼

環境政策課課長補佐 村井 浩一

商工観光労働部

商工政策課長 田中 信行

農林水産部

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 白濱 良一

土木部

首席土木審議員兼

監理課長 古里 政信

教育委員会事務局

首席教育審議員兼

教育政策課長 松永 正男

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 後藤 勝雄
議事課課長補佐 徳永 和彦

午前10時01分開議

○藤川隆夫委員長 開会に先立ちまして、御報告いたします。

本日は、竹口委員は所用のため、松田委員は公務出張のため欠席であります。

ただいまから、第20回道州制問題等調査特別委員会を開会いたします。

それでは、審議に入ります。

本委員会に付託されている調査事件は、
1、道州制に関する件、2、地方分権改革に関する件、3、政令指定都市に関する件であります。

なお、本日の委員会は、前回第19回委員会において各委員から質疑があり、執行部に再整理をお願いしております政令指定都市に関する件を主な議題とさせていただきますので、各委員におかれましては、御了承の上、御協力をお願いいたします。

まず執行部からの説明の後に、一括して審議を行いたいと思います。

最初に、熊本市の政令市移行に伴う県財政収支影響額試算の概要について、小林財政課長に説明願います。

○小林財政課長 財政課の小林でございます。着座にて失礼いたします。

それでは、資料の1ページの(1)でございますが、熊本市の政令市移行に伴います県財政収支影響額試算、20カ年平均の概要、一般財源ベースについて御説明をさせていただきます。

熊本市の政令市移行を契機といたしました事務権限の移譲については、303の事務を移譲する方向で基本的な整理がなされたことを踏まえまして、一般財源ベースで政令市移行に伴います県財政収支への影響額を資料のとおり試算をいたしたところでございます。

なお、試算に当たりましては、平成21年度の決算ベースの数値を基本に20カ年平均の数値で整理をさせていただいたところでございます。

資料の2ページが、表形式であらわしたものでございまして、1ページが、その説明文という体裁になっております。

1ページに沿って説明させていただきますが、2ページの表と見比べながらご覧いただければというふうに思っております。

まず、歳出についてでございますが、1ページにございますとおり年平均で合計56.8億円の減となっております。

その主なものといたしましては、法令に基づき移譲される国県道管理費で44.7億円、そ

の他法令必須事務で7.5億円、法令任意事務等で4.6億円の減となっております。

その内訳についてでございますが、職員人件費について現時点におきます権限移譲に伴う減員分を、国県道管理等の法令必須分と法令任意事務等分を合わせて81人と見込み、全体で年間6.5億円の減となっております。

2ページの「1 影響額試算(20カ年平均)」の左側の歳出の表をご覧いただきたいと思いますが、それぞれ網かけをいたしております国県道管理費とその他法令必須事務、そして法令任意事務等の3カ所に分けて記載をさせていただいておりますのでございます。

1ページに戻りまして、次に、各事業費については、それぞれ平成21年度決算ベースでの執行額と同額の減少を見込み、年間25.6億円の減となっております。

2ページの表におきましては、人件費の減と同様に3カ所に分けて記載をさせていただいております。

なお、法令任意事務には、市負担の増加を緩和する都市基盤河川整備にかかる補助金6分の1でございますが、こちらの影響を含めておるところでございます。

また1ページに戻らせていただきまして、公債費については、国県道の整備に地方債を発行した場合に生じる地方債の償還費用に相当する額を減少額として見込みまして、現在の県債の償還ルール(30年償還、据え置き期間3年)に基づきまして試算をいたしましたところ、累計で436.7億円、年平均いたしますと、21.8億円の減を見込んでおるところでございます。

単県補助金につきましては、3単県医療費助成、これは乳幼児医療費助成とひとり親家庭等医療費助成、重度身心障がい者医療費助成の3つを指すものでございますが、こちらの補助率についても2分の1から3分の1に引き下げることに伴いまして、年間当たり2.

9億円の減となっております。

次に歳入でございますが、年平均で44億円の減となっております。

まず、地方交付税が2.3億円の増となりますが、これは国県道の管理にかかる道路関係の譲与税等が財源移譲により43.3億円の減となり、基準財政収入額の減少幅が、移譲事務に係ります基準財政需要額より大きくなりますことから、財源保障機能を有する交付税が増額となるものでございます。

次に、宝くじ収入につきましては、政令市が新たに発行団体となりますことから、市町村分としてのサマー・オータムジャンボ宝くじを除く収益金を県・市で按分いたしますため、年間17.9億円の減となっております。

県債償還引継負担金につきましては、政令市に移行する前に県が整備を行いました熊本市域の国・県道の整備費に係る地方債の償還を県が引き続き行いますことから、熊本市が応分の負担を行うものでございます。総額といたしまして、現在、298億円、年平均いたしますと14.9億円を見込んでおるところでございます。

以上の内容につきまして、2ページの中段右側の表で示させていただいております。

1ページに戻りまして、最後に県財政への影響についてでございますが、政令市に移行した直後は、国県道管理の事業移管に伴います地方債の償還の減少効果が、地方債の償還には据え置き期間が3年間あることもございまして、直ちには現われず、約5.7億円の収支悪化が見込まれるところでございます。しかし、据え置き期間の3年が経過した後は、公債費の減少効果が拡大いたしますため、財政収支は次第に改善し、平成29年度からは黒字に転じ、その後、黒字幅が拡大していく見込みとなっております。

最後に、2ページの下の方の「2 影響額

試算（20カ年）」をご覧くださいと思います。

政令市移行後20カ年の歳出と歳入及び収支の動きをお示したものでございますが、年を追うごとに財政収支が改善していき、平成43年度までの20カ年の平均では、一番右下の欄にございますとおり、年間平均いたしまして、約12.8億円の黒字となる見込みでございます。

財政課は以上でございます。よろしく願います。

○藤川隆夫委員長 次に、連続立体交差事業にかかる検討経緯、県・市協定事業における現協定と政令市移行後の費用負担の試算について、小嶋市町村総室長に説明願います。

○小嶋市町村総室長 市町村総室でございます。着座のまま御説明を申し上げます。

それでは、資料の3ページをお願い申し上げます。

(2)連続立体交差事業にかかる検討経緯について御説明を申し上げます。

前回の御説明と重なる部分があるかと存じますが、まず総室の方から経緯をまとめて御説明を申し上げます。

1番目の丸でございますが、連続立体交差事業につきましては、JR鹿児島本線など鉄道高架化事業及び熊本駅周辺地域等の整備事業などにかかる全体事業費の約3分の1を占める事業でございます。

お手元に別に配付してございますが、参考資料の方をごらんいただきますと、参考資料の1ページから3ページにかけて、平成17年6月2日に県知事と熊本市長が、熊本駅周辺地域等の整備事業の早期完成を目指しまして締結をいたしました協定をつけてございますが、これらの熊本駅周辺地域の整備事業は、21世紀の熊本県及び熊本市の発展に欠かせない緊急かつ重要な事業といたしまして、

県と熊本市間の相対的な費用負担割合を踏まえながら、連携協力してこれまで取り組んできているところでございます。県・市協定及びこれに基づく覚書、これも参考資料の方にそれぞれつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

この県市協定及び覚書の中で定めました熊本駅周辺地域等の整備事業にかかる全体の事業費並びに県及び熊本市の費用負担がどのように具体化しているかにつきまして、委員会の説明資料の方に戻っていただきまして、4ページの(3)に記載してございますので、その表により御説明を申し上げます。そちらの方を、お聞きください。

県・市協定の覚書では、表側の方でございますが、熊本駅周辺地域等の整備事業を構成する事業を、それぞれ上の方から、JR鹿児島本線等鉄道高架化事業、駅西土地区画整理事業などの市街地等整備事業、熊本駅周辺地区の街路事業など、それから上熊本周辺整備事業に大別しておりまして、その項目ごとに県か熊本市かという事業主体を示しまして、それぞれの事業費の見込みと費用負担内訳を示してございます。

この表の上の方をご覧くださいますと、平成17年の現協定というのが直近の現協定でございます。それから、その次の3番目の真ん中でございますが、22年度の見込みということで、現段階でどうなっているかということを示してございます。それから、一番右の方が24年4月の政令市移行後という形で、3列に分けて整理したところでございます。

まず、一番左の平成17年協定当時の現協定の欄をご覧ください。一番下の段の総事業費をご覧くださいますと、総事業費の見込みは1,892億円とされてございます。そのうち国とJR機構など、その他の負担を除きました県市負担額、これは箱書きにしておりますが、937億円と整理されてございまして、全体事業費から見ますと、おおむね2分の1程

度を県と熊本市で負担することとされているところでございます。また、県と熊本市の負担割合につきましては、県・市協定覚書に基づきまして、おおむね同等となるように、この段階では県が460億円、市が477億円と整理されているところでございます。

この中で一番上の段になりますが、JR鹿児島本線等鉄道高架化事業、この連続立体交差事業等につきましては、県・市協定及び覚書の中で総事業費663億円のうち、国とその他の負担分を除いた264億円を県が7、熊本市が3の負担割合と定めてございまして、これに基づきまして、県が約185億円、市79億円の負担とされているところでございます。

次に、現段階での事業費見込みでございしますが、真ん中の欄をご覧くださいと思います。

一番下の段の総事業費を見ていただきますと、市街地整備事業や街路事業等に施行段階での増減がございまして、概算の総事業費は4億円程度増加しておりますものの、国の負担が12億円増加し、県市負担総額は箱の中に記載しておりますが、862億円となっております。平成17年の現協定締結時からしますと、75億円程度減少していることとなります。県と熊本市で見ますと、県が20億円程度減りまして436億円、それから、熊本市が50億円程度減りまして426億円ということで、現段階では県が10億円程度多く負担というふうになっているところでございますが、事業進捗に伴う増減の積み上げの結果でございまして、県及び市の負担割合は、現時点におきましてもおおむね同等とされているところでございます。これが17年に締結をいたしました県・市協定及び覚書にかかります熊本駅周辺地域等の整備事業の事業費並びに県及び熊本市の費用負担の現状でございます。

それでは、一たん3ページの上の方に戻っていただきまして、丸の2つ目でござい

県としては、こうした県・市協定、覚書に定める事業完成年度を目標に、県と市で連携して進めてまいりました事業経緯や、県と熊本市で共同して推進する事業の重要性を踏まえながら、熊本市の政令市への移行を契機に、この事業につきましても法令で自動的に移譲される道路のように事業主体を県から熊本市へ移譲することで、一体的なまちづくりに資する方が望ましいのではないかとの立場から、連続立体交差事業につきましても、事務移譲の協議対象として掲げまして、熊本市と協議を重ねることとしたところでございます。

あわせて、県市協定、覚書に明記されておりますが、負担割合の見直しの可能性についても意見交換を行ってきたところでございます。

3つ目の丸でございますが、こうした協議の過程の中で、熊本市からは連続立体交差事業や熊本駅周辺の整備にかかる県・市協定の中で、21世紀の熊本県及び熊本市の発展に欠かせない緊急かつ重要な事業であるとの認識のもとで、全体事業の県・市間負担割合をおおむね同等の割合とすることを基本に、個別事業の負担割合が覚書等に明記されていることから、政令市移行に伴い法律の規定に基づき、財源を伴って自動的に県から熊本市に移管をされます道路事業とは事情が異なることから、連続立体交差事業の負担割合については現状維持としたいとの意向が示されたところでございます。

この点につきまして、4ページ、下の方の試算表により詳しく御説明を申し上げます。一番右の欄をお願いします。

政令市移行後の負担見込みが記載してございます。上から3段目、4段目のところでございますが、政令市移行により法令上、国・県道の権限移譲が行われ、連続立体交差事業以外の街路事業と上熊本周辺整備事業につきましては、その分、県の負担額が減少してま

いります。街路で約33億円、上熊本駅周辺整備で44億円となるかと思いますが、下欄の括弧書きのところに書いてございますけれども、県の負担は合計で78億円が減少いたしますし、逆に市の負担が78億円程度増加することとなっているところでございます。その結果、総計の一番下の欄をご覧くださいますと、県の負担額は358億円、市の負担額が504億円となりまして、県と市の負担割合はおおむね4対6となるものと見込まれているところでございます。

表外に参考ということで箱に囲んだものがございますが、一見いたしますと、県・市の負担割合は、現状では県の負担の方が約10億円程度多くなっておりますが、これは真ん中の欄でございますが、436億円と426億円ということでございますけれども、政令市に移行した場合、熊本市が146億円ほど多くなっているように見えますが、その主な要因は、先ほど申し上げましたように法令による国・県道関係事務の権限移譲に伴うものでございまして、あわせて道路譲与税や地方交付税等の道路財源も県から熊本市に移譲されることから、実質的な負担は変わらないこととなっております。熊本市もその点を踏まえていただきまして、先ほど3ページの丸の3番目で御説明いたしましたとおり、連続立体交差事業の負担割合については現状維持との意向が示されたところでございます。

熊本市の意向をもう少しわかりやすく説明いたしますと、道路が財源つきで自動的に移ってまいりますと、全体事業費の負担割合は、協定等に定めております県市の負担割合、おおむね1対1ですけれども、4対6、県が4で市が6という形になってまいりますけれども、本来でありますと、かなり大きな見かけ上の変動になりますが、先ほども申し上げましたように、これはあくまでも法令に基づく道路事業等の影響でございますので、当初から1対1としてきている協定の精神が

変わるものではないということで、そうした理解で今回は連続立体交差事業の負担割合についてもそのまま実施したい、そういった意向が示されたものと考えております。

再び3ページ一番下の、最後の丸の御説明の方をさせていただきますが、こうした点を踏まえまして、県としても熊本駅周辺地域の整備のあり方については、長年にわたって県市の関係者が協議を重ねて合意し、当時の知事と市長が締結した県・市協定、覚書の重さ、またすでに事業に着手をしてございまして、完成に向けて山場を迎えていること、さらには熊本市の政令市移行は、県にとっても重要な政策課題であることなどを勘案いたしまして、最終的には引き続き県が事業主体となって、負担割合についても現状維持という整理をさせていただいているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○藤川隆夫委員長 次に、県営住宅関係について、古里監理課長に説明願います。

○古里首席土木審議員兼監理課長 前回の委員会におきまして、政令市移行に関連しまして、県営住宅の整備方針について御質問がございました。当日、お答えすることができず、まことに申しわけありませんでした。本日、この点について御説明させていただきます。

県営住宅の整備につきましては、すでに策定しております県の住宅マスタープランの中で明らかにしておりますが、県としては、既存ストックの有効活用に重点を置くとしておりまして、県営住宅を新しく建設するというような予定はございません。また、既設の住宅につきましては、入居者の安全安心の確保を図るために屋根防水、外壁の改修などのストックの改善を行い、できるだけ長寿命化を

図っていく考えでございます。また、老朽化し構造的に危険が高く、改修できない住宅に限って建て替えについて検討することとしております。

先日、引き続き県が実施することといたしました県営住宅について、熊本市にある県営住宅の建て替えについての御質問がございました。このような方針でございますので、熊本市においても、老朽化し改修では対応できない住宅に限って建て替えを検討することとしております。

県営住宅は、収入が相対的に低く、自力ではなかなか住居普請の向上が困難な世帯で、現に住宅に困窮する人を対象に供給することを基本に、戦後から長い間にわたって進めてまいりました。現在も、県営住宅の約半数は高齢者でございます。障がい者世帯やひとり親世帯など、特に支援が必要な世帯が大半を占めている状況でございます。また、県営住宅の空き募集に対する公募倍率は約7倍と、大変高い状況でございます。そのため、改修では対応できない住宅に限りまして、建て替えを検討するというようなことにしているものでございます。以上でございます。

○藤川隆夫委員長 以上で、執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のときには、挙手を願います。

なお、執行部の皆さんには、説明の際には挙手し、職名を名のった上で説明してください。

質疑はありませんでしょうか。はい、児玉委員。

○児玉文雄委員 今、政令市に移管するところについては、大ざっぱな説明がありました。例えば今、主に大きなところは土木部だろうと思うわけですね。現状、どれぐらいおって、それを市の方にどれぐらい移管するか。残った管理、結局は熊本市以外は従来ど

おり管理していかなきゃいかんわけです。そうすると、そこになかなかぴしっと包丁で切ったように切れるわけじゃないわけだから、ある程度のむだあたりもまだ発生しやしないか。また、残された人員だけで、あと熊本市の、これは人員がどれぐらい来るか、熊本市に移管した人員以外の方がどれぐらい残っているのか。そこらあたりがちょっと見えないものですから、ちょっと説明をいただきたいと思えます。

（「委員長、関連していいですか」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 はい、西委員。

○西聖一委員 私も同じところで、人件費で81人減というのが想定されていますけれども、これは今、人員削減計画をやっている中の想定内の数なのかということ、81人が完全に移管するのか、それとも一時的に移管するのかをちょっとお聞きしたいと思えます。

○豊田首席総務審議員兼人事課長 人事課でございます。

まず、児玉委員から御質問の件でございますけれども、今、熊本土木事務所の職員数は90名でございます。政令市移行につきましては、59名ほどが移行によって削減対象となるということで、平成24年4月1日に移行されますと、31名ほどが残るというようなことに見込んでおるところでございます。あと、新幹線の駅周辺事業につきましても、現在17名でございますけれども、移行後は3名ないし5名程度残るような見込みでございます。委員がおっしゃいましたように、その後の対応につきまして、組織の具体的な内容とか今後の対応につきましては、これから土木あたりと協議をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、西委員がおっしゃいました、い

わゆる今回の政令市移行に伴いまして81名の減員を見込んでおるところでございますけれども、今回の定員削減の中で特に政令市移行が策定段階では見えなかったということもありまして、具体的に何人という形ではカウントしておりませんが、定員管理計画の中では全国の定員管理の削減の状況とか、本県の今までの削減状況等を踏まえまして、例えば市町村へ権限移譲とか民間委託等で、今回、知事部局であれば1割、482名ほどを削減すると見込んでおりまして、その中の削減要素の一つとしております。

ただ、これについてすべて、例えば24年の政令市移行の際になくなるかといいますと、例えば権限移譲に伴います熊本市への派遣等がありますので、その後の定員管理計画の中でその辺については減員要素を見込んで漸次削減していくというような形で考えておるところでございます。以上でございます。

○児玉文雄委員 現在、熊本土木が管理しておる地域、政令市移行、熊本市に移管する。それ以外の管理箇所というのは、まだ何カ所かあるんですか、ないんですか。あるならば、どことどこが地域的に残るのか。全部熊本土木のは持っていつてしまうのか。そんなに持っていくんだったら、90対59でしょう。管理の場所がなければ、全部持っていけばいいんじゃないか。そこらあたりはどうなんですか。

○豊田首席総務審議員兼人事課長 熊本土木は、基本的に熊本市域を所管しておりますが、所管業務のうちの道路の整備でありますとか管理業務というのが、今回の政令市移行しますと、それがなくなるということでございまして、例えば河川でありますとか砂防というような形が業務としては残っていくということでございます。

○児玉文雄委員 もう1つそれに関連して、国道管理という事業があるわけですね。熊本土木には国道の直轄以外の管理事務、予算、入札執行とか、そういう事業があるんですが、国道の場合も熊本市の国道に関しては、全部熊本市に移管するのか、熊本土木として残るか。そこらあたりはどうなんですか。

○小嶋市町村総室長 基本的には熊本市域の国・県道管理というのは、市の方に移るといふ形になるかと思えます。

○児玉文雄委員 それなら残るとするなら、今言われたように河川、河川とあとどういふのがあるかな。（発言する者あり）砂防、そういうのも残すわけですね。

○小嶋市町村総室長 それで、先ほど児玉先生がおっしゃってございましたように、それぞれ全部まとめて政令市に移行するというのがかなり少のうございます。中身は保健福祉関係とかいろんなものも含めまして、県に残ってくる分もありますし、また熊本市域外と熊本市の中でそれぞれ事業主体が違うというようなものも出てきますので、そのあたりのところの連携はしっかりやっけていかないといかんというふうに認識しているところでございます。

○西聖一委員 全体管理の分の削減要因というのはわかりますけれども、具体的に派遣でいくのか、それとももう市にいつてしまうのかをちょっとお聞きしたい。

○藤川隆夫委員長 どうぞ、執行部。

○豊田首席総務審議員兼人事課長 今まで、政令市移行した県の事例を見ますと、いろんなパターン、例えば数年間に限ってスムーズ

にいくように、自治法上の派遣で出しているというようなところもありますし、県によってはそのままずっとというような県も、そういうものを組み合わせてやっているような状況であります。基本的には、現在市ともいろいろ打ち合わせをしておる中では、いわゆるスムーズな権限移譲を進めるためには、例えば政令市移行発足のときから、例えば3年間なら3年間必要な専門性のある職員を派遣する、順次引き上げていく。それから、市の方からは来年度ぐらいから、1年前ぐらいから専門的な知識をするために例えば研修で前倒して来ていただくとか、そういうことを一応想定したところで今協議を行っているところでございます。

○西聖一委員 派遣でまた戻ってくるということであれば、81人という減の見込みは間違いないのか。過大に見込んでいるような気もしますけれども、また戻ってくるということであればね……

○豊田首席総務審議員兼人事課長 これは81人というのは、あくまでも権限移譲に伴う減員予想として、業務が熊本市に移管すれば土木を中心に81人分の業務がなくなるということとございまして、これがすべて削減するかとか、それについてはあくまでも現要素で、新たな行政需要とかそういうものもありますので、そういうトータルの中で削減を進めていかなければならないというふうに考えるところでございます。

○藤川隆夫委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。前川委員。

○前川収委員 これまで、この委員会の中でも権限移譲については、委員会ごとにもいろいろ御説明をいただきながら、県・市で343事務のうち最終的に330事務ということで移譲

するという話でありました。最初は10月の頭ぐらい、もう今ぐらいまでには県・市協定を結びたいという話を伺いましたし、今でも今月末ぐらいを目指して県・市協定を結ばせてもらいたいというお話でありました。県・市協定を結ぶのに議会の承認は基本的には要りません。ただし、我々は今後意見書等々で意思表示をしなければならぬわけですから、この間ずっと何事務が移譲されましたとか、何事務話がつきましたとかという報告はずっと我々は聞いてきましたけれども、それは事務が移管されれば当然のことですけれども、その事務の背景についている費用負担の部分についても、当然話が1つ1つがついてきたはずで、343全部説明しろとは言いませんけれども、少なくともこの間の委員会まで、あの委員会では初めてその財源がどう変わるかということが、皆さんから明らかになりましたけれども、あれも私が今度聞きますよということを委員会で言いましたから、資料として執行部がつけられたのだと思っただけで、場合によってはもう、仮にこれはひとりよがりかもしれないけれども、僕が委員会で聞きますよと言わなかったならば、財源の話はどうも出ないままに、全然我々に説明することなく、10月末に県市協定ということに至ったんじゃないかなというような危惧すら私自身は持ったというのが現実でありました。

そのときにずっと言い続けてきて、まあ、言い続けてはいませんが、ずっと言ってきたのは、我々だって判断をするんだぞということ、この委員会でも言ったはずでありました。早田委員が取り上げたように、委員会で言ったように、もうそれは熊本県全体のためにならんようであれば、おれは1人ででも反対するよという話をこの委員会で僕は言ったはずであります。その背景というのは何だったかということ、結局、権限移譲がいくことによって熊本市民がよくなることは当然です

し、それは望むべきことであります。しかし、熊本市民だけがよくなって、熊本市以外の県民はどうなるのかという部分が全く見えないままに我々に認めろと、少なくとも私に認めろと言われても、私はそれは、はい、わかりましたとは言いませんという意思表示をずっとしてきたつもりなんです。

ところが、もう本当にぎりぎりまでそういった財政論が言われなかった。それで私は、実は一番象徴的に見えやすい連続立体交差の7対3というのは変わってないじゃないかということ。それは我々も経験してきましたけれども、市町村合併なんかやったら、前の村と町との約束なんというのは、もう市町村合併して新しい市とか町になった瞬間から、そんなのはもう何にもならんとです。経験上、間違いありません。

県も、今まで市町村合併をやりなさい、やりなさい、しましよ、しましよと言って、やるまでは非常に甘い言葉を出します。合併したら、県道も進めます、ここもやります、あそこもやります、言いますけれども、終わった後はほとんど何も変わってないというのが現実だと、私はずっとそういう実感を持ちながらきたわけでありまして、そこがちゃんと議論もされないままに、よもやその県市協定が結ばれることはないだろうというようなことを思っていましたけれども、黙っておいたら、これは本当にこのまま財政論はなしでいかれてしまったんじゃないかというふうに思っています。

そこで、ちょっとお尋ねなんですけれども、これはそれぞれの部署ごとに担当されているセクションがあって、例えば土木の道路だったら道路、連続立体交差は連続立体交差、もしくは福祉関係のところは福祉関係。法令事務で決まっています、もう財源も法令で決まっていますという部分は別として、任意でやろうという話がある中で、これまでいろんなそれぞれの部署ごとで協議を市となさって

きたと思っていますけれども、その協議に臨むに当たり、県としてこういう方針で臨もうというようなトータルの司令塔、方針、そういうものをお持ちだったのかな。なかったんじゃないかなと私はずっと思ってきました。最終的に出てきた結果を積み上げたのが今出ているというだけであって、県・市の財源移譲をやる、権限移譲をやるに伴って、権限移譲の問題もそうでしょうけれども、財源の部分についても県としてトータルでこういう方針、こういう感じで臨んでいきたいと思います。総務部長、もしくはどなたかにお聞きしたいと思います。よろしく願います。各課に共通するものじゃないとだめなんですよ。

○松山総務部長 先生の方から御指摘がありましたように、財源の関係の御説明がこれまで不備だったことを、まず冒頭におおびを申し上げます。

それぞれ各部局でいろんな交渉と申しますか、市との協議をやってきたわけですが、基本的に財源問題というのは個別にやっていますから、先生御指摘のとおり全体が見えなくなってしまうということがございましたので、基本的に財源的なトータルの県と市の負担と申しますか、そういったことにつきましては、財政課が窓口になりまして、先方の財政課とずっと重ねてきたということでございまして、今回の協定の中で出てまいります、最終的には起債の後年度負担の部分でありますとか、そういったものはやはりそれぞれの意見をぶつけ合いながら、いろいろ積み上げながら、そしてお互い納得できるようなところで財源的な部分も詰めてきたという現状でございます。

○前川収委員 お互いに納得しないと協定までいかないのは当たり前ですから、お互い納

得するようにするのはよくわかっていますが、少なくとも政令市は熊本県政全体の浮揚のためにということがあったわけでありまして、知事もそのことはずっと意識を持って議会答弁もなさっていらっしやいますし、我々の前でもおっしゃっていますし、いろんな県民の前で言っていますけれども、熊本市以外で政令市になって、我々もよくなるぞという意識を持たせているということは、はっきり言いまして、感覚としてないですよ。それはなぜないかという、何も見えないからですよ、何にも見えない。なぜかという、もちろん今から出してこようと思っていられんのでしょけれども、今度は財源なんか全然今まで出てこなかったじゃないですか。それは政令市になれば、県も少しは財政負担が軽くなって、今まで熊本市で集中投資してきた部分が、熊本市以外の地域で投資ができますよということ言うのが当たり前なんです。普通感覚なんです。

ところが、それが全然今までアナウンスしてなかった。ましてや連続立体交差はさっき言ったとおり非常に象徴的で、負担率は変わっておらんじゃないか。今まで市町村合併のときは、昔決めていましたからなんて言っておたって、一回全部仕切り直しですよ。何々町がこう決めていましたからなんて言っておたって、それは通用しませんよ。政令市になると、市町村合併するとき全部仕切り直しして、昔がどうだったなんていうことは全く通用しない。ましてや新市計画で盛り込まれたにしても、現実にできないことはできないという話で終わってしまっているという現状もあるわけですから、ぜひやっぱり今後、まだ協定までの間時間もあるし、この後積み残した分をしっかりとやっていかなければならないんですけども、今まで熊本市と熊本県と、県と市が政令市に移行していくことに協力し合いながらやっていくことが、熊本県全体の浮揚につながりますというようなこ

とをきちっとアピールしていただけるような内容で、今後もやってもらいたいと思っています。そうじゃないと、それは何か熊本市がよくなるばかりたい。むしろ逆に熊本市が一極集中になって、熊本市以外はどのような、取り残されていくんじゃないのというような心配を持っている人たちの方が、一般の県民の中にはむしろ多いと思います。そういったことをしっかり意識しないと、市が市民のために政令市というのは、これは当たり前ですよ。熊本市が市民のために政令市というのは、当たり前です。しかし、やっぱり市もその意識は持ってもらわないと、これだけの県も協力しながら政令市に向けてやってきたわけです。県ももう、ましてや政令市になることによって県民がよくなります、熊本県全体が浮揚しますというようなことを言わないと、1つ1つ問題が掘り起こされてきますよ。まだ掘り起こそうと思えばいっぱい、この300何十事務の中では1つ1つまだ聞いてもないわけですから、トータルの数字だけしか聞いてなくて、1つ1つ見ていけば、これはもっと負担率を変えていいんじゃないかというような話だったぶんあるんでしょう。象徴的なやつが、さっき言った連続立体交差ということだけであって、そういった部分の意識をしっかり持って今後取り組んでいただき、逐一やっぱりそういった内容も我々にも報告せんとですから、県民はどうなるのか皆目わからん。そうですよ。今月になってやっと報告されて、今月中には協定を結びたいなんていう話をされるんですから、そんな取り組みのやり方では困ります。むしろ熊本市の方は、市議会にはかなり緻密に報告をしているというような話は、私は話だけですけれども、事実かどうか知りませんが、聞いていましたけれども、県はほとんどその中身は言わないままで、数字だけで何百あつとの何百ができました、何百が話つきました、あと幾つ残っております、今協議中で

すということだけじゃないですか。もう少し丁寧にやっていただきたい。

それから、県民に向けた政令市効果というもの、この間の質問で県のデザインという話もありましたけれども、それはデザインはいいですよ。しかし、デザインをするためには、デザインをしても原資がなければ、それはただ絵にかいたもちですよ。その原資がどこから生まれてくるということまで含めて、きちんと説明をしてください。そういった部分について取り組んでいただきたいと思います。ぜひ、トータルで御答弁をお願いしたいと思います。

○松山総務部長 御指摘いただきましたように、前回のところでも御説明申し上げましたが、確かに政令市がまず政令市としてきちっとやっていくというのが前提としてありまして、その後、では県土全体がどうなっていくかというのが非常に重要な問題だというふうに受けとめております。それは今、企画振興部を中心に、政令市移行後の県土全体の振興ビジョンといたしますか、どうあるべきかというのを今まとめてもらっていただいております。地域のニーズなんかも聞き取りながらまとめいただいておりますが、その原資としては、当然ながら熊本市が、これまで県が熊本市に対して投資してきたものというのは、政令市として熊本市は自らまちづくりをやっていくわけですから、その投資分は当然ながらこれは熊本市以外のところに重点的に配分するというのは当然のことだろうと思いますし、試算でも申し上げましたように、ある程度政令市効果で県の方も財源も出てまいりますので、そういったものを重点的に、今後ビジョンに従った形での投資を行っていくということになろうかと思っております。そういうふうと考えております。

○前川収委員 もうちょっと何か……。今の

は確かにそうだけれども、県民に向けてしっかりアピールできるように、県民の不安がありますから、もうちょっと取り組みを考えてください。それはさっき最初に言いましたように、いろいろ言われたように、政令市としてしっかりやってもらうというのが大前提だとおっしゃいましたけれども、政令市としてしっかりやってもらうために、県の財政負担がふえましたなんていう話になったなら、それは私は反対しますよ。なる必要はないじゃないかという話になりますから、減るのは当たり前なんです。熊本市が政令市になって一人前にやっていくためには、熊本市、県が市に対する負担が、県からの負担がふえましたなんていう話になるなら、それは我々から見れば、何のために政令市になるのという話になるわけですから、そんなのは当たり前ですよ。むしろそういった部分じゃなくて、県勢全体の浮揚ということがきちっと県からは強調されていくべきだと思っておりますので、何か考えてください。もう少し県民が安心できるような方策というのを、お願いします。もう返事は要りません。

○藤川隆夫委員長 今、前川委員からいろんなお話がありました。その点を含めて、やっぱり県民に対して今の状況を含めてわかるように、やっぱり説明が必要なんだろうなというふうに思っておりますので、何らかのことを考えてアピールをしていただければと思います。

○児玉文雄委員 ちょっと内容は違うんですが、今まで市町村合併、熊本県は98市町村ありましたね。たしか98だったと思ったが、今40幾つに減っております。そのとき、当初は任意協議会といって、お互いにまだこれははっきりした決め事じゃないということで任意協議会というのを設置するわけです。そうして最終的に法定協議会というのを設置して、

合併市町村の合意事項と。しかしこれが、たしかあれから合併して5年、6年ぐらい今経過しておりますが、合併法定協議会で決めたことは、これは拘束力があるのか。というのは、新しい議会でそれをこうだと決めれば、こうだというふうになってしまうんです。だから、この協定書というのはちょっと違うかもしれないけれども、心配があるのは、合併が終われば後はその地域の議会で決定する。それが今までの市町村合併なんです。だから、そこらあたりを、拘束力がどれだけあるのか。法律的にそれだけの縛りがあるのか。そこらあたりの、まず答弁をお願いいたします。

○小嶋市町村総室長 市町村総室でございます。

私もずっと合併をやっておりましたので、一番今身につまされておりますけれども、基本的に、先生がおっしゃられましたように、任意協議会はもうまさに任意の協議会でございます。それで、法定協議会の中で決められたことが本当に遵守されるのか。これはもう合併の全協議の過程を通じて一番大きな懸念事項であり問題でもございました。それで、先ほどもその決められたことが守られていないというようなお話もあっておりますように、実態的に見ますと、確かにそういうケースが出てきていることもあります。私どもがその当時進めておりましたときには、あくまでもこれは団体と団体の代表同士で、本当に一つの団体になるための幾つもの約束事の積み重ねで団体を一つにしようということになるわけでございますので、基本的にはこれはもうその当時のそうした法律に定められた協議会の約束事としてやっぱり遵守していかなくちゃならない、そういうものでございますということは申し上げてきたところではございますけれども、法律的にいった場合に拘束力が本当にあるかということになりますと、

その辺のところは直接的な拘束力というか、もうそれで決めたら絶対それは守らないかん、そこまではない。ただし、ただしでございますが、新市町村建設計画というのを合併をしますときにつくるんですけれども、その新市町村建設計画に掲げられたものが、それを変わる場合については、議会の方でその議決をしていただくとか、そういう手続きが出てくるとい形にはなりますが、それとても新しい議会ということになりますので、当時の議会とは異なりますので、新市になってからのそういう意思固め、意思決定というものがなされた場合に、昔のものがどれだけ維持されるかというところがあり、合併協議を通じての一つの課題であるな、そんなふうに私も今認識しているところでございます。

○藤川隆夫委員長 今のは、今回の県市協定の絡みを含めてのことですか。

○児玉文雄委員 いや、含めてなんです。だから、この協定がどれだけ拘束力があるのか。議会が変わればもう関係ありませんと、そういう事例もあるものだから私は言っているわけです。

○藤川隆夫委員長 では、この県市協定に関しての話をちょっとしてください。

○小嶋市町村総室長 市町村総室でございます。

ちょっと周辺も含めまして申し上げますが、政令市移行に伴いまして、熊本市が県から権限移譲を全部受けなくちゃならないというのは、法令による移譲の部分になります。それ以外の任意事務につきましては、例えば熊本市のまちづくりに資するとかワンストップサービスにするとか、そういうものを協議をして、その中で合意ができたものを、今後基本協定が固まりますと、市の方でこれにつ

いては事務処理をやっていくという手続きをやっていきますので、この条件等についてまた変えるということになりました場合には、改めてお互いの合意を形成しなくちゃならないということでございます。

県・市の基本協定そのものが、何か法律上の拘束力を持つとかいいうと、それは団体間の約束事という形になるかと思いますが、それでも、それは重いものである、そんなふうに認識しているところでございます。

○児玉文雄委員 これは市町村合併の事例ですが、これは私の町ですが、庁舎の位置。これに関して、現在あったところが浜町6番地なんですよ。だから法定協議でどういうことが決められたか。浜町6番地周辺及び北側にあります218号線に接することと、これは法定協議で決まっているんです。だから、本来ならそれだけの合意が市町村間で合意ができておるのが、今全く守られていない。

○藤川隆夫委員長 先生、これは熊本市の政令指定都市の件ですが……。

○児玉文雄委員 いやいや、これは大いに関係あるんですよ。というのは、そうしたふうに、そのときの議会は議会で、そういう拘束力はないと。そして県あたりまで、それに関して収用に係る事業認定ー用地課は、きょう来ておるかなーそういうのが市町村から申請されておるが、全く用地も買ってない、何もしてないのに今審議会あたりが行われて、へたをすれば収用にかかる事業認定が下りる可能性がある。これは熊本県が今それをやっているんだから、審議しているんだから、何でも決めても関係ないと、当てにならないですよ。そして、私が知っておる範囲内では、これは議員の決議権のない、議員同士ですと何ですかね、（「法定協議会」と呼ぶ者あり）法定協議会かね、議会でやる。（「全

員協議会」と呼ぶ者あり)全員協議会。それで決まったことを、議会で議決があったという言い方をするんです。だから、それなら議事録を出せと。議事録が出てこない。議会で決まっていななんです。任意協議会で決まっている。

そういうことが熊本県の中で堂々とやられておって、それを県が、書類がそろえば仕方ありませんというような方向性を打ち出すことに私は信頼が置けないということをお願いしてあげておるわけです。

それと、きょうはちょっと時間があるでしょう。

○藤川隆夫委員長 でも、基本的にはこの熊本市の政令都市の話で。

○児玉文雄委員 はい、わかります。きょうは、小嶋さんがおるけれども、笛や太鼓で合併、合併と。しかし、小さな基本調整にも、基準にも満たさないような未合併市町村があるわけです。それはどしこあるか、後で返答の中で聞いてもらいたいんですけども、その町長さんあたりに話を聞いてみると、もう限界ですと、予算は組めません、そういう話があるのに、大型合併が行われてからもう6年ぐらいになりますね。全くそれから合併の「がの字」も言わんわけですね。県はどうなっているのか。そこらあたりも、あわせてお願いします。

○小嶋市町村総室長 平成の旧法、新法、10年間合併がありましたけれども、その間、それぞれ合併していただいたところは、折に触れて町村長さん方の話は聞きますけれども、それなりの効果というものはあっている。ただ、目に見えて出てくるのに時間がかかっている、そういうお話を聞いているところでございます。ただ、先ほどから児玉先生が御心配をされていますように、庁舎も合併のとき

には一番大きな課題の一つでございました。そういったものを1つ1つ、先ほど申しあげましたように団体間で約束を交わした、これは法定協議会の約束事でございますので、基本的には守っていただかないといかんということだと思います。それでないと、信頼関係というものは出てこない。ただ、そうは言っても、その後に出てくる新たな課題とかが出てまいりますので、約束事を変えなくてはならないというその合理性というものが、そこが一番大事なところではないかなと思っております。最終的には新しい町として議会も発足しておられますので、その町の中で選択をしていただくということになろうかと思えます。

それで、先ほど先生が後半におっしゃられましたように、まだ県内でも10数団体未合併のところも残っておりますし、人口1万人未満というところも結構ございます。それで、あのときにみんなが一生懸命になって合併というような厳しい道を選択されたときの状況というものが、この10年の中で好転しているわけではないというふうに私たちは受けとめております。むしろ残っておられるところは、ますます厳しくなっている。だから、そういった中でございますので、我々としては、さっきちょっと話が出ましたけれども、いろんなインセンティブ、優遇策により進めていくという合併の手法というものは、一応合併新法の期限切れでなくなっておりますけれども、引き続きそういう道を選択したいところには知恵を貸して、一緒になって検討してまいりたいというふうに考えております。

また、それ以外の広域行政も含めていろいろ検討してまいりたいという認識で今取り組んでいるということを御答弁させていただきたいと思えます。

○児玉文雄委員 質問は終わりますが、ちょ

っと、あと1点だけ。

この合併協議会の中には、県は、振興局は立会人というか、そういう立場だったと思いますが、入っているんです。そして、いざ問題が起きるとしらっとしております。これが今の県庁の組織の実態なんです。そこだけは、これは総務部長もよく解釈して考えて今までのことを振り返ってみてやらないと、この協議会も法的拘束がなかというなら、新しい議会でもひっくり返そうと思えばひっくり返るわけですよ。市町村合併とちょっと違うような感じはします。しかし、今はどうということでも領有権とか、あれもない人が尖閣諸島なんか、うちのもんだって言えば、向こうの方が強か、今のところは。だから、そこあたりもやっぱりちょっともう少し決まったことは守るという前提のもとでやってもらいたい。

○藤川隆夫委員長 県市協定は、今後結ばれると思いますけれども、今いろんな意見が出ております。この結んだ協定がほごにされることのないように、しっかり見守っていつてもらわんといけないというふうに思います。

○馬場成志委員 県と市はずっと向かい合っていくわけですから、これはお互いずっと約束は守っていかなければいかんごとでしょう。市町村合併の場合は、これはじくじたるものをその市町村の中で持っておられる方はおられるけれども、向かい合っておる中で約束事だったけれども、今は家族になって一緒になっておるわけでしょう。その中で次の考え方の変化とかいうようなことがあることの違いというのは、そこをすぐ言わんとしゃが、さっきの話と一緒にすよ。前川先生の話もそうでしたけれども、要はボタンのかけ違いというか、疑心暗鬼にならんようにちゃんと気を遣っていかなきゃというところじゃないんですかな。

この間、新幹線のカウントダウンのやつもそうでしたけれども、決して熊本の人が西郷さんに対して嫌な思いを持っておるとか、そういうことじゃないはずでしょう。ところが、寸前になって言ってきたけんが、ちょっと待ったというストップがかかったことによって、何かぎくしゃくするようなことになってしまっちはいかんわけですな。だから、その辺について、今本当に皆さん一生懸命やっておるわけだから、それだったらなおさら、せっかくその部分を気を遣わんことで、お互い何か個別案件をやり出したら、もうせっかく皆さんで押し出そうとしよるのが、どんどんけちがついていくことになる。そこについて、ここにいらっしゃる皆さん方初め県、市も、それは当局もそういうですけども、気を遣ってきちっとアナウンスすべきところはアナウンスするというようなことをやってください。これは、私からお願いです。

それと、県営住宅の話は、溝口先生からだったと思うんですけども、私のところもちょっとよかですか。県営住宅の話は、これは私が今から言うことは、政令市がどうだという問題じゃなくて、本当は建設委員会で話してもらわんにやことですけども、さっき7倍の入居申し込みとかがあるというような話でしたけれども、今何でそうなおるかといったら、みんな入ったらずっと永住的な住宅になっておるからですよ。昔は、県営住宅に入って安い家賃だったけれども、余りいい団地でもなかった。頑張ってもっといいところに移ろうという感覚が、皆さんにあったわけですな。安い家賃の分お金をためることもできた。そういったことで次々なわっていったわけです。だから、入ることができたし、ましてや例えば火事で焼け出されたり、いろんな災害が起きたときの特定入居で入りたいというときにはいつでも受け入れ態勢ができておった。ところが、今はこれだけ応募者が多いのに、空いておるところがあるじゃない

かという指摘の方に反応して、空いておるところに全部入れてしもうとるもんだから、災害に遭った人も入れないというような状況が最近は出てきておるでしょうが。だから、そういうことも考えて、しかも今度政令市になるということであれば、この建て替えのことももちろん検討の中に入っておるというようなお話でありましたけれども、そこら辺は本来の公営住宅の目的というのは、困っておる者が、満杯だから今入れんような状況ですな。今一番困っておる、今、きょう入れてほしい人たちが、くじに外れたら入れん。くじに当たったら、そんなに困っておらんでも入れるというような状況になっておるわけですよ。要件緩和がされておるものだから、余り困っておらん者でも申し込まれるごとになってしもうたもんだから、困っておる者が入れんで、困っておらん者が入れる。その差は何なのか、くじ運だというような話であれば、ここはこれを契機にやっぱりしっかり考えていって、そして市とのその制度の違いなんかもそこら辺で話し合っていたきたいというふうに思っています。

これは、答えは要りません。さっきの件と今の件は、私の方から皆さん方にこれから考えてほしいということですのでお願いです。以上です。

○溝口幸治委員 県営住宅の件は、私が質問させていただいたんですが、誤解なきように初めに言っておきますが、今ある県営住宅を一気にやめてしまえとか、改修もまかりならんとか、建て替えもまかりならんと言っているわけではなくて、政令市移行の打ち合わせをする中で、今後の県の県営住宅のあり方というものが当然議論をされているんだろうというふうに感じていたんですね。というのは、政令市になるわけですから、熊本市が熊本市民の皆さん方の低所得者の方の住宅の確保も含めて、第一義的にはしっかり考えてい

ただくことになるんだろうと思います。

そこで、県としては今後、新しい住宅は建てない。しかし、補修が必要なところは補修をしていく。そして建て替えというか、老朽化が激しくて、建て替えるべきところは建て替えていくというのが今までの方針ですね。それはわかるんですが、政令市に移行してもずっとその方針で、熊本市の住宅が、県営住宅が新しく建て替わっていくことが、果たして県民の理解が得られるのか。ですから、要は極端に言うと耐用年数が来たら、県はもうあとは建て替えをしませんよ。ですから、その後は熊本市の方できちっと対応してください。最低限のものしか熊本県では維持補修をしませんよというような話が、やっぱり検討がなされるべきだろうというふうに思うんですよね。そうしないと、政令市になろうがなるまいが県の方針は全く変わらずに、極端に言うと熊本市にたくさんあるわけですから、そこが、県営住宅がきれいに建て替わっていくというのは、やっぱりなかなか理解が得られないんじゃないかと思いますので、さっき前川委員がおっしゃったので、私が言うのはそれこそ氷山の一角みたいな話かもしれませんが、きちっと。

例えば、ここで熊本市と協定を結んだ後に、県がいきなりそういう方針を打ち出されたら、熊本市もまさに約束違反じゃないかというふうな話にもなりかねないので、やっぱりきちっとそういうところの打ち合わせがなされているのか。そこまでなされてないんであれば、今後のことについてもやっぱりきちっと熊本市と協議していくという、県としても将来的にはどうなるかわかりませんよみたいなことをちゃんと話しておかないと、おかしくなるんじゃないかというふうに。

おっしゃったように、戦後の復興期の中で熊本市だけじゃ住宅の整備が間に合わないんで、県がきちっと応援して今の形になったんだって、これは理解すつとです。ただ、政令

市に今度移行するわけですから、今後のことをきちっとやっぱり議論をしておくというのが大切だと思いますが、お答えをいただきます。

○古里首席土木審議員兼監理課長 監理課でございます。

今、馬場委員、溝口委員の方から御指摘のありました点、例えば、いわゆる回転率が大変悪いというような状況、それはやはり若干経緯的なものがある、今御指摘ありましたように、戦後はとにかく数を確保する必要があったということ、それから、やはり高度成長期には大変熊本市に流入されましたので、熊本市とともにやはり数を確保することで県営住宅を建設していかれた。ただ、今は大変量から質というようなこと、それを受けてやはり高齢者の方が大変ふえていらっしゃいます。ということは、やはり言うてはなんですが、ちょっとついの住みかというようなことがございまして、大変回転率が悪くなって、さっき御指摘のありましたように、本当に困っている人、入りたい人がなかなか入れないというのが現状だと思っております。

先ほど、政令市ということじゃなくて、県の県営住宅に関する従来の整備方針なるものを申し上げました。今回、その根本になっております県の住宅マスタープラン等、大変見直しの時期に来ております。しかも熊本市の幹部職員の方もメンバーとしてそのマスタープランの策定にかかっていたいただいておりますので、そういう課題、御指摘を受けたものについてそういう素案策定、こういうものの中できちんと議論をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○溝口幸治委員 マスタープランの見直しは来年ですか。

○古里首席土木審議員兼監理課長 来年を予

定しております。

○溝口幸治委員 では、その見直しの中で、きちっとそこは議論をしていただきたいと思えます。例えば、熊本市近郊でも人口がふえているところとか、そういった要望もあるんだろうと思えますし、さっきおっしゃったように熊本市ばかりがよくなるというイメージじゃなくて、やっぱり熊本市が政令市になったおかげで、ほかの地域の県営住宅の整備ができ始めたとか、新規で建て替え、新規で住宅が建ったとか、そういうのが出ると、熊本市の政令市のメリットみたいなものを実感できると思うんですが、今までは県営住宅と言われても、ほとんどの議員の皆さん方が関係ないという気なんですよね。県民の方もほとんど関係なくて、県営住宅はどこにあるんだろうかと、県南の地域の人なんかは特に、県南とか県北の方はそう思われる人がいらっしゃると思うんですが、やっぱりそのメリットを出すためにも、しっかりその住宅マスタープランの中で議論をしていただいて、熊本市にもきちっと伝えるようお願いをしたい。

○藤川隆夫委員長 では、今の件、よろしくお願いたします。

○堤泰宏委員 さっき、小嶋総室長の答えの中に、こういう私たちの、熊本県と熊本市の協定書に一応うたわれたことが、政令都市移管後に市議会でうたわれたことと違うようなことが議決された場合には、このうたわれたことに対してなぜ守らんかというような異議というか、何か意見を述べることができることと言いなったかな。（発言する者あり）そんなこと言っておるなら、もう要するに……（発言する者あり）いや、私はそげん聞こえたけん。そげんふうなニュアンスがあった。言う言わんは、どげんでもよか。

ただ、もうはっきり言う。あなたたちの答えは長かるとよ。住宅の管理にしたって、もう長々言うけん、何か質問に対する答えがわからん。私の方は頭が単純だけん、政令指定都市に移管後は、政令指定都市の熊本市が議決したならば、協定書にうたわれていることも実行できない。しかし、その精神は守ってもらいたいぐらい言うてもらわんと、何かわからんごとなるんですね。どっちですかね。

○小嶋市町村総室長 ちょっと私の説明がまずかったのかもしれませんが、基本的に県と市で、これだけは一応事務方で整理をしまいでありますので、ここで合意した事項については、それぞれの立場で実現されるもの、またしなくちゃならない、そんなふうに思っております。

○堤泰宏委員 そんなら、また聞かなりません。職員同士で話し合うても、議員同士じゃ話し合わんわけだよな。だけん、市議会で決めることと職員さんが話したこと、それは違うても当たり前ですよ。だから、議会で決めたらそれが優先するかどうかをあなたが言えば、それでよかったい。

○小嶋市町村総室長 議決事項に関しましては、議会の御理解をいただかんといかんと思っております。

○堤泰宏委員 そぎゃん話し合いをしておいて、協定にあっても、政令指定都市移管後に新しい市議会で決めたならば、それが優先でしょうが。それが無効でない限りは、その議決が優先だ、そのとおりにいくわけですよ。じゃないですか。それはイエスかノーかで簡単なんだ。そこを覚えておかなとな。

○藤川隆夫委員長 先生、議決事項には恐らく協定したやつはならんと思っておりますよ。（発

言する者あり）

○小嶋市町村総室長 基本的に議決事項になるというのは、予算はそれぞれ出てくるかと思っております。ですから、今申し上げておりますように、そうした議決事項については、それぞれの団体が今回の協定に定められた事務移譲がきちんと実現ができるようにやっていかなくちゃならないというふうに思っておりますし、万が一それができないということになれば、それはもう議決を得られないということでございますので、そういうことにならないように、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○堤泰宏委員 議決が優先か、協定が優先かと、また私が言わにやごとなる。議決が優先とわかっておる。これは日本の憲法で決まっておる。

○馬場成志委員 予算にかかわることに関しては、これは議決が必要だろうかもしれないけれども、約束がほごになるということはないということでしょう。だから市の執行部は、例えば予算は出して、それが認められるか認められんかの部分については、それはそのときの優先事項とか、もしかしたらレアケースば、今言いよっただろうばってんが、約束がほごになるということはないわけでしょう。それはちゃんと……。

○小嶋市町村総室長 今おっしゃられましたように、この協定で定めた約束がほごになることはない、そんなふうに思っております。

○堤泰宏委員 思つとつたつちやつまらん。

○馬場成志委員 行政間ではあり得ないんでね。

○濱田大造委員 2点ございまして、まず1点目が、権限移譲に伴って最低でも81人減員になる。政令指定都市になりましたら、行政的には大変大きなインパクトがあると思うんですが、熊本市と人事交流を含めてその減員、熊本県にとっては81人が余分になる。熊本市にとっては人が足りなくなるという現象が起こると思うんですけれども、例えば、県庁内で熊本市でぜひ働いてみたいという公募制みたいな形で人事制度を考えているのか。もしくは出向してみたいという職員を募るのか。そういうのが現状どうなっているのか1点目です。

2点目が、この資料の4ページ目なんですけれども、概算事業費というのが政令市移行後1,896億円、それに大きく4つの663億円、489億円、506億円、238億円というふうになっていますけれども、これはこの事業費が何年から何年までで考えているのか。終了年月日、大体で構いませんので、教えてください。以上です。

○豊田首席総務審議員兼人事課長 濱田委員御質問の今後の職員出向でありますとか、希望で熊本市の職員に事務を移管するというようなことを考えているのかでございます。

先ほどもちょっと申しましたが、今まであった県の中ではそういうことを行っている県もございまして。まだ県でどうするかという形の最終的な方針等までは決定はしておりませんが、できれば先ほど言いましたように、県から出向という形で、何年かして帰ってもらおうというような形での人事交流というのを基本に考えていきたいというふうに思っております。

○内田都市計画課長 都市計画課長の内田でございます。着座のまま、お答えいたします。

4ページの協定費用にある事業期間という

ことで御質問がございました。現協定、17年6月に締結しておりますけれども、そのときに事業をしていたもの、それから今後するものを挙げて協定を締結したものであります。終わりは、連立事業が平成28年度頃完成いたしまして、その後駅前広場が平成30年頃が最終年度じゃなかろうかというふうに思っております。以上でございます。

○濱田大造委員 大体、なかろうかという大体のそういうアバウトなことで、こういう概算の数字が出てくるのか、ちょっと不思議なんですけれども……。

○内田都市計画課長 先ほど申しましたように、駅前広場を平成30年頃ということで県市協定を結んでおります。だから、平成30年頃を見込んでこの数字を上げているということでございます。

○濱田大造委員 そうしたら、この数字がほぼそのとおりで考えてよろしいんですね。

○内田都市計画課長 真ん中に、現段階での見込みということで書いてございますけれども、これは事業の進んでいるものと進んでいないもの、それぞれの事業によって進捗度合いが違います。現時点で県の方で試算をしたものということでございます。

○藤川隆夫委員長 ほかに質疑ありませんか。はい、堤委員。

○堤泰宏委員 県営住宅のことですけれども、県営住宅は基本的にはつくらないと最初言いなつたろ。そして、後から老朽化したらつくると言ったもんな。どっちが本当ですか。

○古里首席土木審議員兼監理課長 新しく県

内につくることは予定していないということでございまして、（発言する者あり）はい。申し上げましたのは、建て替えでございます。現在ある住宅、これが改修に耐えられなくなった場合には、建て替えも検討していくということでございます。

○堤泰宏委員 建て替えということは、つくるといふことですか。（発言する者あり）建て替えたとき、ふやさない。

○古里首席土木審議員兼監理課長 いえ。例えば、今議会で御承認いただきました県営山の上団地でございますが、これは数としては、現在195戸、約200戸ございますが、新しく建て直した場合84戸ということですので、基本的にはそういうことで整理をしながら、ふえることはない。いわゆる新規にするものと建て替える分は、ちょっと区分して考えております。

○堤泰宏委員 新規につくるとは、建て替えと一緒に。建て替えるということは、新規につくる。だけん、新しく用地を購入してつくらないとかたいな。

○古里首席土木審議員兼監理課長 御指摘のとおり、現在ある県営住宅の中で建て替えというのは、新しく建て替えていくという分です。

○堤泰宏委員 そうすると、住宅の需要というのは、これはずっと減っていきよるですよ。今、空き家率がどのくらいありますか。それは民間も全部含めて30%ぐらいあるはずですよ。

○古里首席土木審議員兼監理課長 2割というふうに聞いております。

○堤泰宏委員 それは、熊本県ですか。もう、いいですよ。2割でもいいですよ。2割という数字も3割という数字も、かなり大きいですよ。だから、県営住宅に入りたい人が、なかなか県営住宅が空かんから入られん。県営住宅に入りたい人は、何で入りたいのか。県営住宅に住んでいる人は、何で出ないのか。それは、民間の賃貸住宅よりも当然家賃も安い。住まいが快適ですよ。豪華にできておるわけです。金かけてできておる。だから出ないのですよ。最初の目的は違うでしょう。住むところがない人が、そういう県営住宅とか市営住宅を求めたんですよ。ところが、今は、それは私たちが見てわかるんですよ。民間のアパートよりも、市営住宅にしても県営住宅にしても豪華なものですよ。場所もいい。交通の便もいい。だから出ないんですよ。その対策をせんと、退所はせんとするんですね。

私は、道州制の市と県の競合とかじゃなくて、今はちょっと県のことをお尋ねしておるんです。どぎゃんふうに思うんですか。百九十何戸を八十何戸にしたら、一つの例ですよ、百九十何戸は、例えば2DKとか1LDKとか部屋数がありますね。今度八十何戸にするのは、部屋はどんな部屋ですか。

○古里首席土木審議員兼監理課長 先ほど申し上げましたように、端的に申し上げまして、量から大きく質への転換というのがあっていいますので、やはりそれは県営住宅にしても同じような傾向で今……（「間取りば聞いておっとです」と呼ぶ者あり）やってきたということです。

○藤川隆夫委員長 前のは古かった。1Kから2Kくらいしかなかったでしょう。ふる場もなく、トイレが小さなやつが1個ついておるだけで、小さいキッチンがあるだけですよ。それで今回つくっているのは、家族も入

れるようなやつから、ほかの夫婦まで入れるようなやつをつくらうとしているわけでしょう。だから、たしか部屋はばらばらでしょう。

○古里首席土木審議員兼監理課長 2DKと3DKを、半々ずつやっております。2DKは高齢者、それから3DKが世帯向けということで建て替えを考えております。

○堤泰宏委員 その部屋、広さはどのくらいですか。3DKで70平米とか100平米とかあるでしょう。（発言する者あり）なら、よかですよ。もうそれは、また後で教えてください。

○藤川隆夫委員長 後で堤委員に説明してください。

○堤泰宏委員 要するに高級化するから、あなたがさっきおっしゃった、質の問題と云うでしょう。高級化するから、言葉は、私は表現が悪いかもしれんけれども、出ないですよ。すると、民間のアパートはがらがら空いていますよ。民間のアパートは、今空き家率が3割と言わないですよ。家賃も安いですよ。県営住宅の方が高いです。今、民間アパートは、2Kぐらいなら2万円台がごろごろあります。しかし、そこは空き家がたくさん目立って、県営住宅とか公営住宅は出る人がいない。高級化しているからですね。最初の趣旨と全然違う。

○藤川隆夫委員長 ほかに質疑は何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 なければ、これで政令指定都市に関する件に対する質疑を終了いたします。

その他に入りますけれども、何かありませ

んか。

企画課長の方から申し出があっているみたいなので、どうぞ。

○坂本企画課長 企画課でございます。

先週の木曜日、10月7日に第7回地域主権戦略会議が開催されております。その後、引き続き、国と地方の協議もあっております。それについて、概略御報告させていただきたいと思っております。

お手元の資料、その他報告（地方分権改革関係）というタイトルの資料でございます。

1ページをお開きください。第7回地域主権戦略会議及び国と地方の協議についての次第をここに載せております。2ページ以降が会議の添付資料となります。地域主権戦略会議の資料をもとに、概略を御説明させていただきたいと思っております。

2ページの資料1-1は、地域主権戦略の工程表（案）となっております。これまで原口プランとして示されておりましたものが、時点修正などが加えられて示されたものです。この10月7日の地域主権戦略会議において決定され、この（案）が外れております。

3ページは資料1-2、地域主権戦略会議の今後の進め方（イメージ）という資料です。来年の通常国会に向けてのスケジュールになります。年内にあと3回開催し、出先改革、事務・権限仕分けについて結論を出し、23年度の一括交付金について内容を決定することとされています。

次に、4ページをお開きください。ここから10ページまでが出先機関の自己仕分け結果資料2-1になります。先週の委員会で、自己仕分け結果は、次回の地域主権戦略会議に報告予定とされていることを御説明しておりましたが、その資料がこれになります。

4ページのA：地方自治体へ移譲するものの主な例として、社会福祉法人等の認可が記載されておるところです。今回、ここには添

付しておりませんが、機関ごとに概要をまとめた資料も会議には出されております。現在、その内容を精査中ですが、全体では約500事務のうち地方自治体へ移譲するものとしては、条件つきも含めて約1割とされていません。

問題は、このC：国に残すもののうちC-c：引き続き出先機関の事務・権限とするものというのが非常に多いということでございます。

6ページ以降に、地域主権戦略大綱でいうところの、例外的な場合に該当するものが整理されています。6ページには①広域の実施体制等が整備されても、なお著しい支障を生じるもの、7ページ、②に自治体の対応の相違等により著しい支障を生じるもの、1枚あげていただきまして8ページには、③危機管理として国が一元的な対応をする必要があるもの、9ページは、④行政効率が非効率とならざるを得ないものなどが列挙されております。

さらには、10ページに①から④以外の理由も上げられており、結果として自己仕分けでは非常に多くの例外的な場合があるとされたところでは。

次に11ページは、一括交付金化に関する各府省の考え方、資料3-1を添付しております。関係府省に、一括交付金化に向けた考え方を聴取した結果をまとめたものです。14ページまでがその内容ですが、それに基づいて一括交付金の対象となるもの、そうでないものを表に集計したものが16ページになります。この合計の欄を見ていただきますと、投資関係の補助金等の総額3兆2,959億円のうち、一括交付金化の対象となる金額は各府省の判断では28億円ということになっております。新聞によっては、府省側の事実上のゼロ回答といった表現がなされているようです。

17ページに、一括交付金化の制度設計に向けてという、資料3-2を添付しています。

ひも付き補助金を廃止し、地方が自由に使えるものとしなければならない、そのためには初年度から広く対象とすべき、縦割りを打破し、府省の枠を越えて使えるようにすべき、国の事前の箇所づけを廃止し、地域が自己決定できるようにすべき、客観指標による配分を導入すべき、などの方向性が示されています。

次に、18ページをお開きください。資料3-3、一括交付金化に関する地域主権戦略会議と関係府省との検討会議の設置です。今後、この検討会議で具体的な制度設計案を検討することになります。

続いて19ページですが、資料4、義務付け・枠付けの見直しに係るワーキンググループの設置についてです。今後進めるべき見直しにおいては、法制的な観点での整理も求められることから、ワーキンググループにおいて検討作業を行うこととされたところです。

各府省の自己仕分け結果について、菅総理は、大変不十分という認識を示され、再検討を行うように指示をされております。

県としては、引き続き情報収集に努め対応してまいりたいと考えております。

なお、地域主権戦略会議後に開かれました国と地方の協議において、地方六団体から提出されました資料を21ページに添付しております。これにつきましては、特段の説明は割愛させていただきます。以上です。

○藤川隆夫委員長 ただいまの報告に関して、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 それでは、これで報告に対する質疑を終了いたします。

まだ、そのほかに何かありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 それでは、これをもちまして、第20回道州制問題等調査特別委員会を

閉会いたします。

午前11時31分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長